



生活環境課：0869-22-1899  
リサイクルプラザ・おく：0869-22-3707  
開館日 月・水・金・土  
開館時間 9:00~16:00

## 高齢者被害早期発見・対応勉強会の参加者を募集します

市内でも被害が後を絶たない悪質商法について、特に狙われやすい高齢者の被害を未然に防ぐため、弁護士の内俊一氏を講師に招き、勉強会を開催します。

複雑な金融商品のリスクについて、十分な理解を得ないまま契約を迫り、トラブル



も横行しています。一人暮らしの高齢者などの孤独感につけ込み、「自分の話を聞いてくれていい人だから」と勧められるままに次々に契約を繰り返すケースも目立ちます。「新商品を紹

介する」などと言って人を集め、閉め切った会場で日用品などを無料や格安で配り、楽しく得た気分させて最終的には高額な商品を売りつけるSF商法の被害も多く発生しています。

こうした高齢者の被害を未然に防ぐために注意する点や、どこに相談すればよいのかなどを実際の事例から一緒に学びましょう。成年後見制度についても分かりやすく説明します。

高齢者と接することが多い人や、一人暮らしのお年寄りの所へ見知らぬ人が出入りしているのを見た人など、ぜひ参加してください。

### ▽開催日・場所

① 2月9日(水)

ゆめトピア長船

② 2月14日(月)

牛窓町公民館

③ 2月21日(月)

邑久町総合福祉センター

※すべて同じ内容です。

▽時間 午後2～4時

### ■問い合わせ先

生活環境課

### 開催します おひなさまフェスタ

瀬戸内市消費生活問題研究協議会邑久グループの主催で、おひなさまフェスタを開催します。

PPバンド(梱包用のテープ)や残り布を使ったおひなさま作りやアニメ映画の上映を行います。

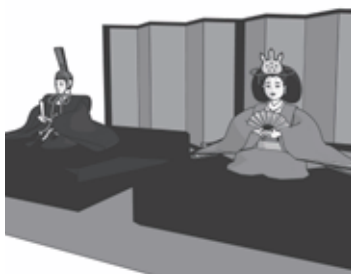
また、おいしい抹茶やコーヒーが楽しめるコーナーもあります。

リサイクルを楽しみながら、桃の節句と一緒に楽しみましょう。

また、2月26日(土)から3月6日(日)の午前9時から午後4時までの間、リサイクルプラザ・おくでは、ご家庭のおひなさまの展示を行います。

皆さんの家には、大切に保管しているけれど、飾っていないおひなさまはありませんか？

おひなさまを無償で貸し出していただける人は、2月19日(土)までにリサイクルプ



ラザ・おくに持ち込んでください(展示後は返却)。

▽日時 2月27日(日)

午前9時～午後3時

▽場所 リサイクルプラザ・

おく(邑久高校正門を東へ20分)

### ▽内容・時間

【手作り体験コーナー】

・PPバンドでおひな様づくり 午前10時～正午

・残り布でおひな様づくり 午後1～3時

### 【上映コーナー】

・タイトル「アニメ楽しい

行事 ひなまつり」

①午前10時30～50分

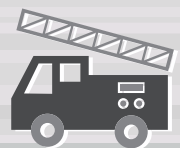
②午前11時30～50分

③午後1時30～50分

### ■問い合わせ先

リサイクルプラザ・おく

## 安全通信



問 瀬戸内警察署：0869-34-6110  
消防本部警防課：0869-22-1492  
予防課：0869-22-1493

### 警察安全情報

## キャッシュカードをだまし取る詐欺事件が発生しています

昨年11月ごろから岡山市や倉敷市で警察官や金融庁職員を装い、キャッシュカードをだまし取る詐欺事件が連続発生しています。

電話を引き延ばすなど警察への通報を遅らせて犯行に及んでいます。

次の点を参考に被害に遭わないようにしましょう。

### 【こんな電話に要注意】

・〇〇警察署の△△です。

・あなたの名前が詐欺の被害者リストに入っている。

・今ならお金を引き出せないように手続きができる。

・5分後、金融庁の「ハヤシダ」という者が電話する。

・もう少ししたら、金融庁の「ヤマモト」がキャッシュ

カードを受け取りに行く。

・暗証番号を教えてください。

【被害防止のポイント】

・相手の電話番号を聞いて、「折り返し電話する」と言って一旦電話を切る。

・警察に110番通報する。

・カードなどは渡さない。



岡山県では、携帯電話の使用など自転車利用者のルールについて、広報活動や指導を行ってきましたが、依然として守られていないことから、平成23年1月1日に岡山県道路交通法施行細則を次のとおり改正しました。

### 罰則の対象となりました 自転車での携帯電話は禁止

岡山県では、携帯電話の使用など自転車利用者のルールについて、広報活動や指導を行ってきましたが、依然として守られていないことから、平成23年1月1日に岡山県道路交通法施行細則を次のとおり改正しました。

### ① 自転車運転中の携帯電話の使用を禁止

携帯電話などを手に持って通話したり、ディスプレイの画像を注視して自転車を運転した場合、5万円以下の罰金となります。

### ② 大音量での運転を禁止

イヤホンを使用したり、大音量で音楽を聞いたりして、緊急自動車のサイレンなど安全運転に必要な音声が聞こえないような状態で車両などを運転した場合は、自転車は5万円以下の罰金、自動車および原付などは反則金(例・普通車6千円)となります。

### ■問い合わせ先

瀬戸内警察署

## 福池幹夫さんが瀬戸内市消防団長に就任

### 就任にあたっての挨拶



福池幹夫さん(長船町飯井)が、1月1日付で瀬戸内市消防団長に就任しました。福池団長は、昭和52年に長船町消防団に入団、平成11年から副団長に、平成16年からは瀬戸内市消防団副団長の職に就き、30年以上の長きにわたり地域住民の生命・財産を守るために活躍し、現在に至っています。平成21年にはこうした功績が認められ、消防功労で藍綬褒章を授与されました。

福池団長の挨拶「このたび瀬戸内市消防団長を拝命いたしました。職務の重大さを自覚し、微力ではあり

ますが誠心誠意努める決意でありますので、格別のご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。さて、昨今では異常気象によるゲリラ豪雨など、自然災害が各地で多発しています。そのような中で、市民の安全・安心を消防団の使命として、団員一丸となって取り組まなくてはなりません。瀬戸内市消防団も合併して7年目に入り、旧町の色々なことが見えてまいりましたが「瀬戸内市消防団は一つ」です。しがらみもありますが、我々の時代に機構改革も行い、将来を見据えたこれからの瀬戸内市消防団を団員が一致団結し、市民の信頼と負託にこたえることができる消防団を目指して努力する所存でございますので、関係各位の一層のご支援とご協力をお願い申し上げます。」